

静岡市立小・中学校の適正規模・適正配置方針

～子どもたちが確かな力を身につけるための教育環境の整備～

平成 28 年 9 月

静 岡 市

1 はじめに

平成 27 年 2 月に策定した、人口減少など激動の社会にあっても、常に夢と希望を持ち、自らの未来を切り拓く『たくましく しなやかな子どもたち』を本市が目指す子どもたちの姿として掲げた「第 2 期静岡市教育振興基本計画」では、本市教育が果たすべき使命のひとつとして、「子どもたちが社会を生き抜くための確かな力を身につけることができる環境をつくること」を掲げています。

平成 28 年の市立小・中学校に在籍する児童・生徒数は 49,187 人ですが、最新の推計では、平成 34 年には 44,355 人、平成 52 年には 31,000 人となると見込まれています。

これは、約 30 年前の平成元年の児童生徒数 87,663 人に比べ、平成 28 年では 44% 減少しており、平成 34 年では 49%、平成 52 年では 65% 減少する見込みとなります。

これまで本市では、小・中学校の適正規模・適正配置を目的に、平成 18 年の一番町小と三番町小の統合による番町小の設置、平成 19 年の青葉小と城内小の統合による葵小の設置を実現してきました。また、平成 24 年には、「静岡市小学校及び中学校適正規模等審議会」から、小・中学校の適正規模・適正配置に向けた基本的な考え方と具体的な方策についての答申がなされています。

一方で、市立小・中学校の施設の大部分は、建設後 30 年以上を経過するものが占めており、今後厳しさを増すと見込まれる市の財政状況の中で、多額の費用がかかる学校施設の建て替えなどの対策を計画的に進めていく必要があります。

さらに、本市では、今後、より一層進むと見込まれる少子化の中であっても、子どもたちの生きる力を確実に育むためには、小中一貫教育を推進することが必要であると考え、平成 28 年 2 月に「静岡型小中一貫教育推進方針」を策定しました。

このようなことから、本市教育委員会の使命を果たすべく、小・中学校の適正規模・適正配置の取組を加速していくこととし、その基本的な考え方、取組の進め方等を示すために、「静岡市立小・中学校の適正規模・適正配置方針」を策定します。

2 小中一貫教育の推進～適正規模・適正配置の前提となる考え方～

小学校と中学校がともに手を取り合い、子どもたちを育てていく小中一貫教育は、すでに全国の多くの自治体で取り組まれており、子どもたちの学力の向上や生徒指導面などで多くの成果を得ています。

国においても、主体的に小中一貫教育に取り組む自治体を支援し、小中一貫教育をさらに広めていくために、義務教育学校という新しい学校種の創設を柱とする学校教育法の改正等を行っています。

このような中で、本市においても保護者や地域住民の代表で構成される「静岡市小中一貫教育の在り方協議会」、教育委員会版タウンミーティングである「移動教育委員会」、さらには市長と教育委員との協議・調整の場である「総合教育会議」における議論を経て、平成28年2月に「静岡型小中一貫教育推進方針」を策定しました。

この方針では、本市教育の質のより一層の向上や子どもたちの社会参画意識のさらなる醸成などを目的に、「小学校と中学校が、地域社会とともに目指す子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成して、各学校の教職員と地域社会がともに手を取り合い系統的な学びを目指す教育」、すなわち「静岡型小中一貫教育」に平成34年度から、市立の全小・中学校で取り組むことを目指すことを明らかにしています。(資料①参照)

今後は、小中一貫教育の推進を前提に、小・中学校の適正規模・適正配置に取り組んでいくこととします。

3 適正規模・適正配置の基本的な考え方

(1) 一定の学校規模の確保

小・中学校は、子どもたちの能力を伸ばしつつ、子どもたちの社会的自立の基礎、社会の一員としての基本的資質を育成することを目的としています。

このため、小・中学校には、ただ単純に知識や技能を習得するだけでなく、思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身につけさせることが求められています。

こうした教育を十分に行うためには、子どもたち同士で切磋琢磨できる、少なすぎず多すぎない一定規模の児童・生徒の集団と、それに伴う経験年数や専門性、男女比等のバランスがとれた教職員集団が、各小・中学校に確保されていることが望ましいと考えられます。

このようなことから、一定の学校規模を確保することは学校教育にとって非常に重要であり、小規模化が進むことが見込まれる学校への対策を進めていく必要があります。

(2) 学校施設の老朽化対策の推進

本市では、計画的に効率よく公共施設の整備や維持管理を行い、施設寿命の延命化、公共施設の統廃合等を進めることで将来負担の軽減を図り、都市経営上の健全性を維持するアセットマネジメントを推進することを目的に、平成26年に「静岡市アセットマネジメント基本方針」を策定しました。

市立小・中学校の施設も、建設後30年を経過するものが約9割を占め、壁の亀裂や雨漏り、給水管の漏水等老朽化が深刻化しており、建替えなどの対応が必要な施設が多く存在しています。

子どもたちが多くの時間を過ごす場所である学校の環境の向上を図るためにも、建替え等の対策を計画的・効率的に進めていく必要があります。

(3) 学校の地域コミュニティの核としての性格への配慮

小・中学校は子どもたちの教育のための施設であるだけでなく、その学校が存在する地域のコミュニティの核としての性格を有している場合が多く、防災や地域の交流の場など、様々な機能を併せ持っております。地域のまちづくりとは切り離せないという性格も持っています。

このため、小・中学校の適正規模・適正配置の取組を進めるにあたっては、行政が一方的に進めるのではなく、児童・生徒や未就学児の保護者の声を重視しつつ、地域住民の十分な理解と協力を得るなど「地域とともにある学校づくり」の視点を踏まえた丁寧な議論を行っていくこととします。

さらに、「地域とともにある学校づくり」という視点を重視するならば、通学区域と自治会の区域が異なる学校や卒業後の児童が複数の中学校へ分かれて進学する小学校などについても、その見直しの必要性について議論を進めていく必要があります。

(4) 施設一体型小中一貫校の設置

本市においては、静岡型小中一貫教育推進方針のもと、当面、多くの小・中学校では、学校が離れたままでの小中一貫教育、いわゆる施設分離型の小中一貫教育に取り組むこととなります。全国の多くの先進事例から、小・中学校の校舎がひとつのいわゆる「施設一体型小中一貫校」の方が、小中一貫教育の成果を得やすいことがわかっています。

のことから、本市においても将来的に施設一体型小中一貫校の設置を目指すこととしており、小・中学校の適正規模・適正配置についても、施設一体型小中一貫校の設置を見据えて進めていく必要があります。

4 小・中学校の適正規模・適正配置のこれまでの取組

本市では、平成 15 年の旧静岡市と旧清水市の合併以降、平成 18 年の一番町小と三番町小の統合による番町小の設置、平成 19 年の青葉小と城内小の統合による葵小の設置を実現してきました。また、平成 24 年には、「静岡市小学校及び中学校適正規模等審議会」から、「新通小と駒形小の統合の検討」、「安倍口小と美和小の統合の検討」、「山間地域に位置する 1 中学校区 1 小学校の学校の施設一体化の検討」といった、適正規模・適正配置に向けた具体的な方策についての答申がなされています（資料②参照）。また、この答申の中では、次のような小・中学校の規模分類も示されています。

◎小・中学校の規模分類

過小規模校	小学校については、複式学級を有する学校（5 学級以下の学校） 中学校については、各学年 2 学級を有しない学校（5 学級以下の学校）
小規模校	小・中学校ともに、6～11 学級の学校
適正規模校	小・中学校ともに、12～24 学級の学校
大規模校	小・中学校ともに、25～30 学級の学校
過大規模校	小・中学校ともに、31 学級以上の学校

静岡市教育委員会では、この答申の実現に向け学校の保護者や地域住民の皆さんとの意見交換等を重ね、山間地域に位置する井川小・中学校について、平成 28 年度から施設一体型の小中一貫校としての運営を始めました。

今後は、同じく山間地域に位置する大川小・中学校、梅ヶ島小・中学校、大河内小・中学校、玉川小・中学校についても、施設一体型小中一貫校とすることを目指していきます。

5 国の指針等

（1）公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引

少子化に対応した学校規模・配置の適正化は全国的に大きな課題となっており、学校設置者である各市町村には主体的な検討を行うことが求められています。

そこで、国においては、各市町村における主体的な検討の参考資料として利用することを目的に、平成 27 年 1 月に「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を策定・公表しました。

この手引では、法令上の学校規模の標準である「全校で 12 学級」を下回る小・中学校への対応の目安等が示されています。

① 小学校の学校規模が標準を下回る場合の対応の目安

学級数	対応の目安
1～5 学級	学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。
6 学級	
7～8 学級	学校統合の適否も含め今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。
9～11 学級	今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。

② 中学校の学校規模が標準を下回る場合の対応の目安

学級数	対応の目安
1～2 学級	学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。
3 学級	
4～5 学級	学校統合の適否も含め今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。
6～8 学級	
9～11 学級	今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。

③ 通学条件のおおよその目安

通学距離のおおよその目安	通学時間のおおよその目安
小学校：4 km以内 中学校：6 km以内	おおむね 1 時間以内 ※適切な交通手段が確保でき、かつ遠距離通学や長時間通学によるデメリットを一定程度解消できる見通しが立つことが前提

(2) 国の主な支援策

国においては、手引等に基づく各自治体の主体的な取組を推進するために、様々な支援策を講じています。

① 小学校同士・中学校同士の統合に係る施設整備に対する支援

ア. 統合校舎等の新增築に対する負担

公立の小・中学校を適正な規模にするための統合に伴って必要な校舎または屋内運動場の新築または増築に要する経費の一部を国が負担する。(負担率 1／2)

イ. 統合に伴う既存施設の改修

公立の小・中学校を適正な規模にするための統合に伴って必要な校舎または屋内運動場の改修に要する経費の一部に国庫補助を行う。(補助率 1／2)

② へき地児童生徒援助費等補助金 (補助率 1／2)

ア. スクールバス等購入費への補助

学校統合等の小・中学校の児童生徒の通学条件の緩和を図るために、市町村がス

クールバス等を購入する事業に対して補助を行う。

イ. 遠距離通学費への補助

統廃合に係る小・中学校の遠距離通学（児童 4 km以上、生徒 6 km以上）の児童生徒の通学に要する交通費を負担する市町村の事業に対して補助を行う。

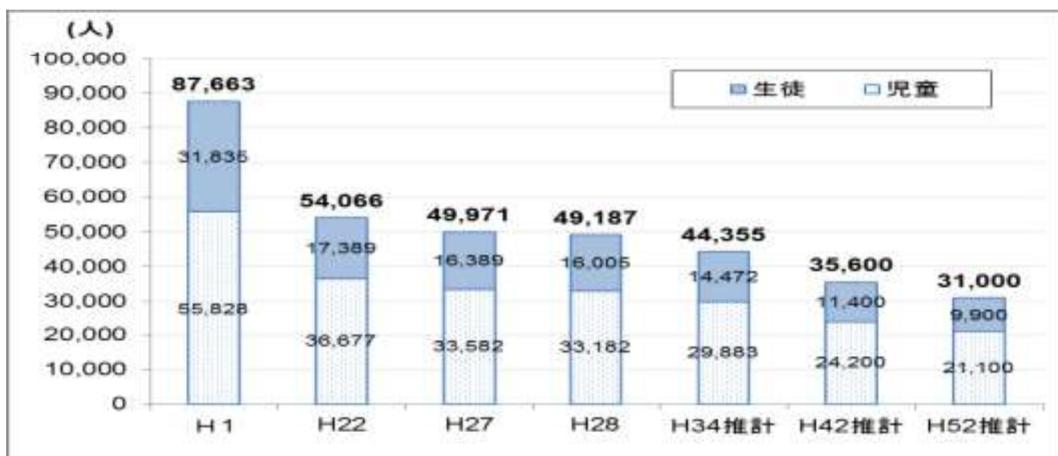
6 静岡市立小・中学校の現状

（1）児童・生徒数、学級数の推移（資料③参照）

① 児童・生徒数の推移

市立小・中学校に在籍する児童・生徒数は、少子化の進展等に伴い年々減少しており、約 30 年前の平成元年には 87,663 人だったものが、平成 28 年には 49,187 人と約 44% の減少となっています。さらに、最新の推計によると児童・生徒数は、平成 34 年には 44,355 人、平成 52 年には 31,000 人となる見込みで、これは、平成元年に比べ、それぞれ約 49% の減少、約 65% の減少となっています。

◎ 市立小中学校に在籍する児童・生徒数の推移



※H34 までは学事課推計

H42 以降は国立社会保障人口問題研究所推計を使用し教育総務課で算出

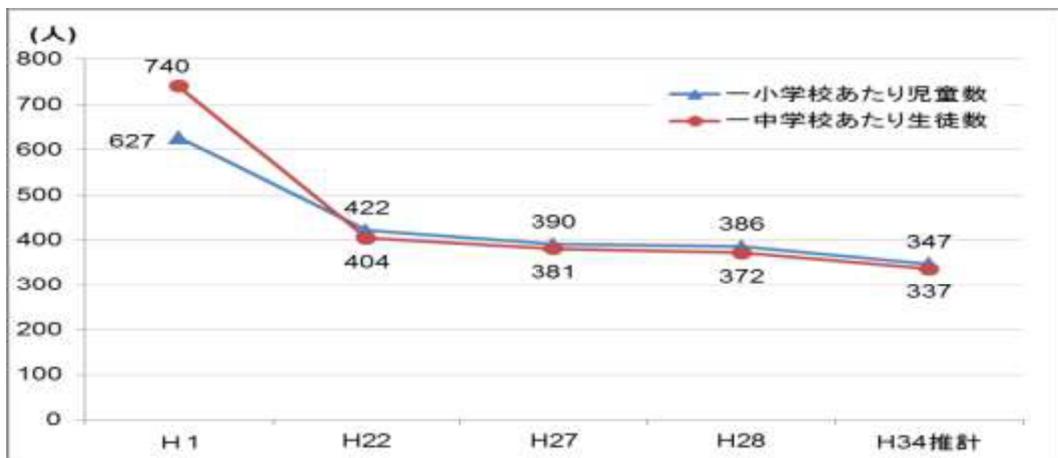
② 一校あたりの児童・生徒数の推移

児童・生徒数の減少に伴い、小・中学校の小規模化も進んでいます。

まず、小学校一校あたりの児童数は、平成元年には一校あたり 627 人であったものが、平成 28 年には 39% 減の 386 人となっており、平成 34 年には 45% 減の 347 人となる見込みです。

次に、中学校一校あたりの生徒数は、平成元年には一校あたり 740 人であったものが、平成 28 年には 50% 減の 372 人となっており、平成 34 年には 55% 減の 337 人となる見込みです。

◎ 一学校あたりの児童・生徒数の推移



③ 規模別学校数の見込み

児童・生徒数の減少に伴い、一学校あたりの児童・生徒数も減少し、学校規模も縮小していくことが見込まれており、平成 34 年度の規模別学校数の見込みは次のとおりとなります。

◎ 小学校 平成 34 年度規模別校数

国の手引きによる分類		平成 24 年度答申による分類	
学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討(1~6 学級)	30	過小規模校(5 学級以下)	19
学校統合の適否も含めて今後の教育環境の在り方を検討(7~8 学級)	3	小規模校(6~11 学級)	21
今後の教育環境の在り方を検討(9~11 学級)	7	適正規模校(12~24 学級)	42
		大規模校(25~30 学級)	4
		過大規模校(31 学級以上)	-

※休校中の 1 校を除く

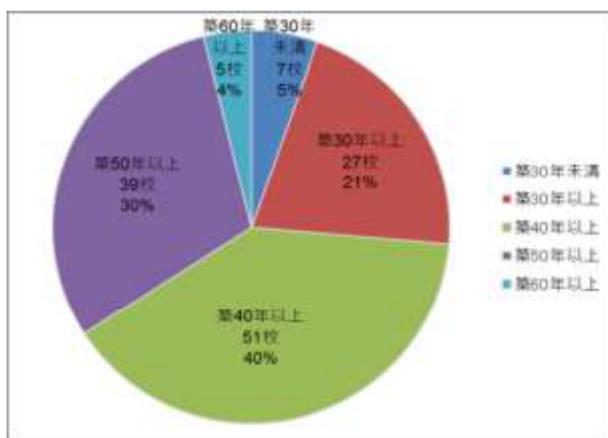
◎ 中学校 平成 34 年度規模別校数

国の手引きによる分類		平成 24 年度答申による分類	
学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討(1~3 学級)	8	過小規模校(5 学級以下)	9
学校統合の適否も含めて今後の教育環境の在り方を検討(4~5 学級)	1	小規模校(6~11 学級)	15
今後の教育環境の在り方を検討(6~11 学級)	15	適正規模校(12~24 学級)	19
		大規模校(25~30 学級)	-
		過大規模校(31 学級以上)	-

(2) 学校施設の老朽化の現状

小・中学校施設の大部分は、昭和 30 年から 50 年代にかけて建設されたものであり、壁の亀裂、雨漏り、給水管の漏水など老朽化が深刻になっています。

しかし、耐震性能の確保に優先して取り組んできたことから、学校施設を適正に維持・管理するための修繕及び改修、建替えなどの対策が遅れており、厳しい財政状況の中での計画的な対応が必要となっています。



小・中学校 129 校(※1 校休校中)の建設からの経過年数

7 取組の進め方

(1) 本方針の対象期間

市アセットマネジメント基本方針に合わせて、本方針の対象期間も平成 55 年度までとします。

(2) 対象校

① 過度な小規模化が懸念される小・中学校

平成 34 年度に、国の手引きが示す、『学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある』、『学校統合の適否も含めて今後の教育環境の在り方を検討する必要がある』、『今後の教育環境の在り方を検討する必要がある』規模となる見込みの小・中学校を対象とします。※P7, 8 参照。対象校：小学校 40、中学校 24

② 老朽化対策が必要な小・中学校

施設の老朽化が進んでいる小・中学校については、建設からの経過年数、屋上防水や外壁の劣化度、耐震性を数値化して、建物の老朽化度合いを客観的に評価し、対象校を絞り込んでいきます。

(3) 取組内容

すでに述べたとおり、本市では、平成 34 年度から市立の全小・中学校で小中一貫教育に取り組むことを目指すとともに、将来的には、教育効果が得られやすい施設一体型小中一貫校の設置を目指すこととしています。

さらに、市アセットマネジメント基本方針では、市公共建築物の延べ床面積を平成 55 年度までに平成 24 年 3 月末比で 20% 削減を目指すこと、施設の廃止により生じる跡地は原則売却することなどを掲げています。

このようなことから、小・中学校の適正規模・適正配置についても、市アセットマネジメント基本方針に沿って、次のような取組を進めていきます。

① 学校の統合

学校規模の適正化が早急に必要な学校を可能な限り適正規模に近づけるために、施設一体型小中一貫校の設置も見据えた小・中学校の統合を進めることとします。

② 学校施設の老朽化対策

学校の環境の向上を図るために、学校施設の建物の老朽化が進んでいる小・中学校について、施設一体型小中一貫校化も見据えた建替え等の対策を進めることとします。

③ 施設の長寿命化・複合化

①、②の取組を進めるにあたっては、できるだけ長い期間施設を使えるような工夫を施す「長寿命化」や、学校施設以外の施設との合築といった「複合化」といった視点も検討し、取り入れていきます。

④ 地域とともにある学校づくり

通学区域と自治会の区域が異なる学校や、卒業する児童が分かれて複数の中学校へ進学する小学校などについて、必要に応じて学区の在り方の見直しを進めていくこととします。

(4) 本方針の見直しについて

本方針については、第 3 次静岡市総合計画等の終了年度である、平成 34 年度の前年である平成 33 年度を目途に、見直しを行うこととします。

8 添付資料

資料①_静岡型小中一貫教育推進方針

資料②_H24 静岡市立小学校及び中学校適正規模等審議会からの答申概要

資料③_市立小・中学校一覧

静岡型小中一貫教育推進方針

～「縦の接続」と「横の連携」による教育力の向上～

平成 28 年 2 月

静岡市教育委員会

1 はじめに

21世紀、まさに時代は変革の時を迎えています。

激動の社会において、本市教育が果たすべき使命は、「子どもたち一人ひとりが、社会を生き抜くための確かな力を身につけることができる環境をつくること」と、「自分のまちと人を愛し、その持続的な発展を支える人材を育成すること」であると考えています。

平成27年度から8年間の本市教育施策のよりどころとなる「第2期静岡市教育振興基本計画」では、激動の社会にあっても、常に夢と希望を持ち、自らの未来を切り拓く『たくましく しなやかな子どもたち』を、本市が目指す次代を担う子どもたちの姿として掲げました。

今後、核家族化や少子化の進行などにより、家庭や地域社会で子どもたちに関わる人の数がさらに減少することで、人と人との繋がりが薄くなり、子どもたちの社会性などが低下するとともに、一人ひとりが孤立してしまうことが懸念されています。

このような中で、子どもたちが生きる力を確実に身につけていくためには、小学校と中学校の「縦の接続」と、学校と地域社会との「横の連携」をこれまで以上に強化していくことが求められています。

本市では、子どもたちの学習支援や環境整備など、地域社会による各小・中学校への支援活動である「学校応援団」が全市域で活発に行われています。

また、「義務教育9年間の学びの連續性の保障や地域の子どもに共通する課題の解決」を目的に、各小学校と中学校が「近隣校研修(小中連携研修)」に取り組み、多くの成果を得ています。

さらに、政令指定都市である本市には、学級編制や教職員配置に係る権限・財源が、県より移譲されることから、これまで以上に主体的な教育行政を展開することが可能となります。

これら本市ならではの強みを基盤に、「小学校と中学校が、地域社会とともに目指す子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成して、各学校の教職員と地域社会がともに手を取り合い系統的な学びを目指す教育」、すなわち「静岡型小中一貫教育」に取り組み、『たくましく しなやかな子どもたち』の実現を目指していきます。

2 静岡型小中一貫教育の目的

(1) 本市教育の質をさらに高めること

これからの中時代、人工知能・ロボット技術の発展などにより、人間でなければできない仕事が減る一方で、現在は存在しない仕事が生まれるなど、まさに予測できない社会が到来すると言われています。また、本市でも、中学1年生の不登校者数が小学6年生の3倍になるなどの、いわゆる「中一ギャップ」という課題を抱えています。

このようなことから、確かな学力と体力、豊かな感性と社会性を備えた子どもたちを育てるために、子どもたちが学習面でも生活面でも円滑に、また着実に次のステップに進むことができるよう、9年間を見通した教育課程を編成し、小学校と中学校のそれぞれの良さを活かした指導や、幅広い年齢層の子どもたち同士の交流を実施するなど、本市教育の質をさらに高めることを目指します。

(2) 子どもたちの社会参画意識をさらに高めること

第2期静岡市教育振興基本計画では、「静岡『市民』を育てる教育(シチズンシップ教育)の推進」を重点的に取り組む事項として掲げています。

これからの中時代、住民一人ひとりが身近なまちづくり、さらに市民としての主体性を持って地域社会づくりに参画していくことが必要です。

そこで、学校・保護者と地域住民や企業、行政機関などの地域社会が協力し合いながら、系統的に教育活動を行います。具体的には、歴史・文化・自然などの地域資源を活かした学習や政治・経済など社会の仕組みについての学習、防災・福祉など地域活動への参加等により、子どもたちの社会参画意識をさらに高めることを目指します。

(3) 小・中学校の教職員の意識と指導力をさらに高めること

静岡型小中一貫教育においては、小・中学校の教職員の子ども観や学力観、授業観の共有を図るとともに、15歳までの子どもたちの成長にお互いが責任を持つという意識の変化に繋げることや、それぞれの指導の優れた点を学び合い相互に取り入れることによって、教職員一人ひとりの指導力をさらに高めることを目指します。

(4) 学校と地域社会の互恵関係をさらに強めること

静岡型小中一貫教育においては、学校・保護者と地域社会が「横の連携」を強化して、ともに子どもたちの成長を見守り、支えていきます。そして、子どもたちが安心して育つことのできる環境を確保するとともに、地域社会の発展を担う人材としての子どもたちの育成を図ります。また、それぞれの地域特性を活かして展開される多様な教育活動などを通じて、地域課題の解決や活性化が進むなど、学校と地域社会の互恵関係をさらに強めることを目指します。

上記のように、小学校と中学校の「縦の接続」と、学校と地域社会との「横の連携」をさらに強化し、作用させ合う静岡型小中一貫教育という、より質の高い教育を推進することで、子どもたちが多様な関わりの中で学ぶ環境を整え、自らの未来を切り拓くことができる力を備えた子どもたちを育てていくことを目指します。

3 静岡型小中一貫教育の概要

(1) (仮称)静岡型小中一貫教育カリキュラムの策定

教育委員会は、静岡型小中一貫教育の理念及び各小・中学校における具体的な取組の例を示すために、

- 育てたい子どもたちの資質、能力
- 課題の発見・解決に向けた主体的・協働的な学び（いわゆる「アクティブ・ラーニング」）の視点に立った授業改善
- 地域社会（地域住民・大学・企業・行政等）との連携によるシチズンシップ教育を軸とした教育課程の工夫
- 静岡市や地域の資源（歴史・文化・自然・市民）の活用
- 学校応援団など地域社会による学校支援活動の活性化

等を盛り込んだ、小中一貫教育課程の編成方針とひな型である「(仮称)静岡型小中一貫教育カリキュラム」を策定します。

各小・中学校では、この(仮称)静岡型小中一貫教育カリキュラムを参考に、静岡型小中一貫教育に取り組み、教育の質や子どもたちの社会参画意識をさらに高めることを目指します。

(2) 教育委員会と学校の役割・取組

① 教育委員会の役割

(仮称)静岡型小中一貫教育カリキュラムを策定し提示するとともに、各小・中学校が円滑に静岡型小中一貫教育に取り組めるよう支援策を講じ、また、広く市民の皆さんの理解促進を図っていきます。

② 各小・中学校での取組

(仮称)静岡型小中一貫教育カリキュラムを参考に、各校やその地域社会の実情に応じて、各校と地域社会の強みを活かした自校ならではの静岡型小中一貫教育を構想し、保護者や地域社会との共有を図りながら、その取組を推進します。

(3) 平成 30 年度から「スポット校(グループ)」で取組を開始

小中一貫教育は、全国の多くの自治体で取り組まれ成果を挙げていますが、その実施内容や方法等は様々であり、本市において、どのような取組を実施することが最大限の成果に繋がるのかを検証する必要があります。

そこで、平成 30 年度から 33 年度までの 4 年間に、小中連携研修のグループで条件の異なるいくつかのグループの学校を静岡型小中一貫教育に先駆的・重点的に取り組む「スポット校」として 2 年間ずつ指定し、その成果・課題を検証することとします。

スポット校は、小中連携研修の取組を静岡型小中一貫教育に発展させていくことを目指し、教育委員会は学校間のコーディネーター役を担う教職員の加配などの支援策を講じることとします。

(4) スポット校以外の小・中学校の取組

スポット校以外の小・中学校でも、これまで以上に小中連携研修に力を入れるとともに、例えば、静岡型小中一貫教育に取り組むまでのロードマップの作成、学校評価への小中連携(小中一貫)項目の設定など、静岡型小中一貫教育への取り組みを見据えた検討、準備を進めます。

○ 小中連携研修の取組

- ⟨a⟩ 9 年間の学習指導要領の系統性を共有した授業づくり
- ⟨b⟩ 乗り入れ授業や小中合同研修
- ⟨c⟩ 家庭学習の共通実践
- ⟨d⟩ 生徒指導の共通実践
- ⟨e⟩ 児童、生徒同士の交流または合同行事の実践
- ⟨f⟩ 地域社会との連携・協力
- ⟨g⟩ その他

(5) 平成 34 年度には全小・中学校で取り組むことを目指す

教育委員会は、スポット校での取組と成果を紹介するなどして、教職員や保護者をはじめ、市民の皆さんの理解促進を図り、平成 34 年度には、全小・中学校で静岡型小中一貫教育に取り組むことを目指します。

(6) スケジュール概要

① 検討・準備期（平成 27 年度～29 年度）

- 静岡型小中一貫教育推進方針と(仮称)静岡型小中一貫教育カリキュラムの策定

- 小中連携研修の充実
- ② 創造期（平成 30 年度～33 年度）
 - スポット校での先駆的・重点的取組を推進、成果・課題の整理
 - スポット校以外の小・中学校も小中連携研修を充実
 - 静岡型小中一貫教育推進方針と（仮称）静岡型小中一貫教育カリキュラムの見直し（平成 33 年度）
- ③ 推進・充実期（平成 34 年度～）
 - 全小・中学校で静岡型小中一貫教育の推進・充実

（7）施設一体型小中一貫校の設置

小中一貫教育に取り組んでいる先進自治体の事例から、施設と教職員組織が一体となる「施設一体型 小中一貫校」で小中一貫教育を進める方が、施設が離れたままの「施設分離型」での実施に比べて、より多くの成果が得られることがわかっています。このことから、本市においても、小中一貫教育という新たな教育を実践する「施設一体型小中一貫校」の設置を目指すこととします。

4 中山間地の一中一小について

児童・生徒の減少が著しい中山間地の小・中学校のうち、子どもたちがひとつの小学校からひとつの中学校へと進学するいわゆる「一中一小」については、特に児童・生徒の減少が著しいことから、早急に教育環境の維持向上を図る必要があります。

そこで、平成 28 年度の井川小・中学校を皮切りに、梅ヶ島、大川、大河内、玉川の各小・中学校について、速やかに施設一体型小中一貫校とすることを目指します。

5 静岡型小中一貫教育の推進にあたっての課題

（1）教職員、保護者、地域社会の理解の促進

静岡型小中一貫教育について、広く市民の皆さんへの周知と理解促進を図るとともに、スポット校では自校や地域社会の課題等を保護者や地域社会と共有を図り、取組を進める必要があります。

（2）スポット校への支援策の検討

教職員の加配措置など、どのような支援策が講じられるのか、併せてその支援策を推進するための財源をどのように確保するのかなどの検討を進める必要があります。

(3) 教職員の育成

先進自治体の事例を見ると、小中一貫教育を推進する上で、各小・中学校間のコーディネーター役を果たす教職員の役割が非常に重要であることが明らかなため、このような教職員の育成を進めていく必要があります。

また、全ての教職員の静岡型小中一貫教育への理解促進を図るための研修を実施するとともに、それぞれの学校教育への理解を深めることも重要であることから教職員の人事交流も促進していく必要があります。

(4) 教職員の負担感・多忙感の解消策の検討・立案

スポット校での取組の検証や、他自治体の事例をさらに調査するなどして、解消策を検討・立案していく必要があります。

(5) その他想定される課題への対応策の検討

すでに述べたとおり、小中一貫教育は多くの自治体で取り組まれ成果を挙げている一方で、実施に関する課題も報告されており、本市においても想定される課題への対応策を検討していく必要があります。

○ 想定される課題

● 児童・生徒に与える影響に関する課題

例 小学校高学年におけるリーダー性や主体性の育成 など

● 小・中学校間の交流活動に関する課題

例 児童・生徒の移動手段や会場の確保、及び ICT の活用 など

● 実施に伴う準備に関わる課題

例 小学校間の取組の差の解消 など

● 実施に伴う時間の確保等に関する課題

例 学校間の打ち合わせ時間の確保 など

(6) 小・中学校配置の適正化の推進

児童・生徒数の減少や学校施設の老朽化による教育環境への影響を緩和するために、「静岡市アセットマネジメント基本方針」に則り、施設一体型小中一貫校の設置や学区の見直し等も見据えた市立小・中学校配置の適正化を進める必要があります。

【平成 34 年度までのスケジュールと役割分担】

	年度	内容
検討・準備期	平成 27 年度	<p>【教育委員会】 総合教育会議、小中一貫教育の在り方協議会や移動教育委員会など意見交換・意見聴取を経て、小中一貫教育推進方針を策定します。</p>
	平成 28 年度	<p>【教育委員会】 ① 学校長・保護者・地域住民の代表、有識者で構成する協議会を設置し、(仮称)静岡型小中一貫教育カリキュラムを策定します。 ② スポット校を選定します。 ③ 教職員研修の実施や広報紙の発行、移動教育委員会の開催や自治会等への説明などにより、教職員、保護者、市民の皆さんに対して広く周知に努めます。</p> <p>【スポット校を目指す小・中学校】 ① 平成 30 年度を見据えた準備を進めます。 例 関係小・中学校間で課題の共有化を図るなど「目指す子どもたちの姿」を協議</p> <p>【スポット校を目指す以外の小・中学校】 ① 静岡型小中一貫教育を見据えて小中連携研修の充実などに取り組みます。</p>
	平成 29 年度	<p>【教育委員会】 ① (仮称)静岡型小中一貫教育カリキュラムを提示します。 ② スpot校の指定、教職員加配などspot校での取組を推進します。 ③ 引き続き、静岡型小中一貫教育の周知・理解促進に努めます。</p> <p>【spot校を目指す小・中学校】 ① (仮称)静岡型小中一貫教育カリキュラムなどを参考に、具体的な取組内容を決めるなど、平成 30 年度からの準備を進めます。 ② その内容について保護者や地域社会との共有を図ります。</p> <p>【spot校を目指す以外の小・中学校】 ① 静岡型小中一貫教育を見据えて小中連携研修の充実などに取り組みます。</p>
創造期	平成 30 年度 ～ 平成 33 年度	<p>【教育委員会】 ① spot校の選定・指定、教職員加配などspot校での取組を推進します。 ② spot校における取組の成果と課題を整理し、平成 33 年度には静岡型小中一貫教育推進方針や(仮称)静岡型小中一貫教育カリキュラムの見直しを行います。 ③ 引き続き、静岡型小中一貫教育の周知・理解促進に努めます。</p> <p>【spot校】 ① 静岡型小中一貫教育の取組を進めます。</p> <p>【spot校以外の小・中学校】 ① 静岡型小中一貫教育を見据えて小中連携研修などに取り組むとともに、spot校での取組内容や(仮称)静岡型小中一貫教育カリキュラムなどを参考に準備を進めます。</p>
充実・推進期	平成 34 年度 以降	全小・中学校で、静岡型小中一貫教育の取組を推進しつつ、その充実を図っていきます。

静岡市立小学校及び中学校の適正規模等に係る答申概要

1 経緯

(1) 諮問（平成 23 年 7 月 6 日）

- ① 静岡市における小学校及び中学校の適正規模、適正配置についての基本的な考え方
- ② 静岡市における小学校及び中学校の適正規模、適正配置についての具体的方策について
- ③ その他①及び②に関連する事項

(2) 静岡市立小学校及び中学校適正規模審議会の開催状況

① 委員構成

静岡大学 石井副学長(会長)、常葉大学 猿田教授(副会長)、他学識経験者 1、地域住民代表 3、保護者代表 3、公募委員 3、学校代表 3 の計 15 名

② 開催状況

平成 23 年 7 月～平成 24 年 10 月までに 7 回開催

(3) 答申（平成 24 年 10 月 11 日）

① 適正規模の基本的な考え方

- ア. 小学校：12～24 学級（1 学年 2～4 学級）
- イ. 中学校：12～24 学級（1 学年 4～8 学級）

ウ. 学校規模分類

- 過小規模校：5 学級以下の小・中学校
- 小規模校：6～11 学級の小・中学校
- 適正規模校：12～24 学級の小・中学校
- 大規模校：25～30 学級の小・中学校
- 過大規模校：31 学級以上の小・中学校

② 適正配置の基本的な考え方

ア. 小学校の検討対象

過小規模校、小規模校、過大規模校として、大規模校は検討対象から外す

※ 大規模校は、今後児童数の減少傾向が続くことが見込まれるため

イ. 中学校の検討対象

大規模校、過大規模校は無かった。過小規模校を対象として、小規模校は対象から外す

※ 小規模校は各学年 2 学級以上あるため

③ 適正規模・適正配置の具体的方策（課題校の検討結果）

ア. 姥区

- 新通小・駒形小：再度統合を検討する

- 安倍口小・美和小：統合を検討する

イ. 駿河区

- 大里東小：しばらく推移を見守る必要がある
- 久能小：現状を維持する方向で考える
- 西豊田小：通学区域の変更による規模縮小を検討する必要がある
- 大里西小：中学校通学区域の変更による規模縮小を検討する必要がある

ウ. 清水区

- 清水浜田小：しばらく推移を見守る必要がある
- 清水辻小：しばらく推移を見守る必要がある
- 清水三保第二小：今後の推移を見守り、小規模化が進むようであれば具体的な検討が必要になる（隣接校：駒越小、三保第一小）
- 蒲原東小・蒲原西小：小規模化が進むようであれば具体的な検討が必要になる
- 由比小・由比北小：小規模化が進み、地域から状況打開に向けての声が挙がれば統合を考えなければならない

エ. 山間地域の学校

- 地域の実情に合った方策や支援策について検討する必要がある
- 大河内小・玉川小・井川小・大川小については、施設一体型の小中連携教育を検討することも一つの方策

※ 対象校（葵区）：北沼上小・賤機中小・賤機北小・松野小・服織西小・南藁科小・中藁科小・水見色小・峰山小・大河内小・梅ヶ島小・玉川小・井川小・清沢小・大川小

※ 対象校（清水区）：清水小島小・清水小河内小・清水和田島小・清水宍原小・清水中河内小・清水西河内小

オ. まとめ

- 新通小と駒形小については統合を検討
- 安倍口小と美和小については統合を検討
- その他の小規模課題校については、将来に向け推移を見守ることとし、当面現状を維持
- 西豊田小と大里西小については、過大規模な状態が継続するようであれば具体策を検討
- 山間地域に位置する 1 中学校区 1 小学校については、施設一体型の小中併設校の設置を検討

資料③

静岡市立小学校・中学校 一覧表

◎ 小学校

番号	学校名	所在 地	創立年月日	校地面積 (m ²)	平成28年度		平成34年度推計		校舎構造 (m ²)			体育館・講堂 (m ²)		
					学級数	児童数	学級数	児童数	鉄 筋	木 造	その他の	鉄 筋	木 造	その他の
1	番町小	葵区新富町一丁目23番地の1	平成18年4月1日	10,948	17	489	17	554	5,937	0	133	1,020	0	0
2	新通小	葵区駒形通二丁目4番47号	明治34年4月1日	11,267	10	244	6	213	6,456	0	112	655	0	0
3	駒形小	葵区南安倍ニ丁目1番1号	昭和24年4月1日	16,912	6	188	6	183	3,367	0	73	919	0	0
4	安西小	葵区安西一丁目96番地の3	大正4年4月1日	8,608	12	306	12	278	5,066	0	0	701	0	0
5	田町小	葵区田町五丁目70番地	昭和2年4月5日	19,999	11	282	11	288	4,865	0	55	944	0	0
6	井宮小	葵区平和一丁目7番1号	昭和10年4月1日	17,701	19	500	15	461	5,407	15	99	925	0	0
7	井宮北小	葵区上伝馬2番1号	昭和49年4月1日	18,480	16	468	15	484	4,543	13	78	828	0	0
8	安倍口小	葵区安倍口新田50番地	明治7年11月1日	16,378	12	250	8	214	6,058	0	55	819	0	0
9	美和小	葵区遠藤新田69番地の1	昭和57年4月1日	17,269	6	83	5	47	7,091	0	3	964	0	0
10	足久保小	葵区足久保奥組741番地の1	明治7年5月1日	9,172	10	248	6	159	2,505	0	73	662	0	0
11	伝馬町小	葵区伝馬町14番地の2	明治34年4月1日	8,915	11	320	12	299	4,342	0	43	831	0	0
12	葵小	葵区城内町7番9号	平成19年4月1日	27,397	26	573	20	676	6,921	0	32	919	0	0
13	横内小	葵区緑町1番1号	大正15年4月1日	16,491	18	592	18	558	5,591	0	114	1,049	0	0
14	安東小	葵区安東三丁目16番1号	明治7年3月11日	15,649	27	824	25	846	6,019	0	201	818	0	0
15	竜南小	葵区竜南一丁目23番1号	昭和39年4月1日	22,064	23	642	18	548	5,855	0	158	819	0	0
16	城北小	葵区北安東四丁目27番3号	昭和58年4月5日	17,935	21	641	18	602	8,009	0	0	965	0	0
17	千代田小	葵区沓谷五丁目47番地の1	明治40年7月15日	22,813	31	842	24	796	6,280	0	131	828	0	0
18	千代田東小	葵区川合三丁目4番1号	昭和49年4月5日	18,292	20	496	14	478	5,931	0	64	829	0	0
19	北沼上小	葵区北沼上1020番地	明治7年11月1日	6,343	5	48	4	33	1,994	47	42	0	0	437
20	麻機小	葵区有永421番地の1	明治7年6月15日	25,940	19	496	12	360	6,461	0	52	819	0	0
21	西奈小	葵区瀬名三丁目23番1号	明治7年7月5日	18,079	26	766	20	666	6,358	0	185	828	0	0
22	西奈南小	葵区南瀬名町1番20号	昭和54年4月1日	19,635	28	728	18	628	7,063	0	66	834	0	0
23	賤機南小	葵区松富三丁目1番46号	大正14年4月1日	14,027	23	630	17	540	5,765	0	0	840	0	0
24	賤機中小	葵区牛妻2095番地の2	明治7年5月22日	5,406	6	74	6	64	2,269	0	33	504	0	0
25	賤機北小	葵区俵沢234番地の1	明治7年6月1日	7,836	3	27	3	16	2,089	0	36	464	0	100
26	松野小	葵区松野598番地の2	明治7年4月1日	15,915	5	42	4	40	2,276	0	52	518	0	0
27	大河内小	葵区平野1850番地の3	明治7年4月1日	9,862	3	8	2	10	1,666	0	127	共用	0	0
28	梅ヶ島小	葵区梅ヶ島1309番地の1	明治35年5月28日	13,169	3	13	3	11	1,364	0	19	共用	0	0
29	玉川小	葵区落合103番地の3	明治6年2月20日	12,520	3	22	3	10	1,770	10	104	518	0	0
30	井川小(小中一貫)	葵区井川1561番地の3	明治7年4月10日	18,594	3	10	2	4	1,498	0	582	824	0	なし
31	服織小	葵区羽鳥六丁目9番1号	明治7年8月6日	19,155	34	971	26	912	7,216	0	77	827	0	0
32	服織西小	葵区新聞759番地の1の1	明治7年8月28日	10,078	6	90	6	70	3,427	0	56	662	0	0
33	南薰科小	葵区吉津400番地	明治41年4月1日	10,542	7	123	6	118	3,109	0	15	662	0	0
34	中薰科小	葵区大原942番地の1	明治10年11月6日	12,089	6	66	6	61	2,262	0	57	662	0	0
35	中薰科小 小布杉分校	葵区小布杉1756番地の1	明治22年10月1日	3,254	0	0	0	0	414	0	42	135	0	509
36	水見色小	葵区水見色1040番地の3	明治25年5月4日	5,039	3	11	3	8	1,247	0	31	348	0	0
37	清沢小	葵区相俣99番地の1	明治5年5月	7,304	4	24	3	23	2,090	0	58	507	0	0
38	峰山小	葵区黒俣2741番地の16	明治25年4月1日	8,237	3	6	2	4	0	0	559	0	524	0
39	大川小	葵区日向853番地	明治7年4月1月	6,182	2	13	3	8	1,739	0	27	共用	0	0
40	中田小	駿河区中田二丁目14番1号	昭和12年4月1日 再昭和24年4月1日	15,276	26	710	19	641	5,711	0	69	836	0	0
41	中島小	駿河区中島2992番地の1	昭和12年4月1日	19,584	19	529	12	351	6,453	0	124	828	0	0
42	大里東小	駿河区高松2310番地	明治31年4月1日	13,345	12	261	7	196	4,293	0	54	662	0	0
43	大里西小	駿河区中原400番地	明治6年6月4日	14,549	34	927	22	719	5,042	0	327	819	0	0

◎ 小学校

番号	学校名	所在地	創立年月日	校地面積 (m ²)	平成28年度		平成34年度推計		校舎構造 (m ²)			体育館・講堂 (m ²)		
					学級数	児童数	学級数	児童数	鉄筋	木造	その他	鉄筋	木造	その他
44	大谷小	駿河区大谷3683番地の2	明治7年3月20日	13,335	13	367	13	397	4,103	0	3	657	0	0
45	久能小	駿河区古宿213番地の2	明治25年6月1日	6,766	4	35	4	29	2,246	0	18	0	712	0
46	宮竹小	駿河区宮竹二丁目12番1号	昭和60年4月1日	16,531	19	572	14	465	5,523	0	0	760	0	0
47	森下小	駿河区森下町2番1号	昭和4年5月15日	14,146	14	322	10	264	5,059	0	17	825	0	0
48	東豊田小	駿河区池田491番地の2	明治43年2月5日	13,249	27	706	24	845	6,596	0	126	813	0	0
49	西豊田小	駿河区曲金二丁目8番80号	明治9年11月3日	19,662	33	915	29	1035	7,622	0	162	828	0	0
50	富士見小	駿河区登呂一丁目1番1号	昭和28年4月1日	16,574	21	491	13	448	6,016	0	115	828	0	0
51	南部小	駿河区南八幡町11番1号	昭和44年4月1日	17,360	16	436	13	408	5,060	0	0	819	0	0
52	東源台小	駿河区国吉田六丁目7番45号	平成7年4月1日	18,779	18	540	17	538	4,860	0	0	915	0	0
53	長田西小	駿河区丸子六丁目15番65号	明治19年4月1日	17,633	25	721	16	565	6,411	0	177	1,203	0	0
54	長田南小	駿河区広野四丁目7番1号	明治19年6月1日	16,029	23	619	13	438	6,368	0	223	1,061	0	0
55	長田東小	駿河区東新田三丁目10番1号	昭和46年4月1日	17,488	30	887	23	762	6,436	0	108	819	0	0
56	長田北小	駿河区向敷地890番地	昭和50年4月1日	18,875	19	508	16	495	5,328	0	137	828	0	0
57	川原小	駿河区下川原四丁目14番1号	昭和55年4月1日	19,203	19	502	14	447	6,900	0	324	963	0	0
58	清水入江小	清水区追分二丁目3番1号	明治6年9月	19,192	28	743	21	704	5,568	40	111	944	0	0
59	清水浜田小	清水区浜田町11番1号	昭和29年4月1日	13,363	6	187	6	175	4,079	0	113	867	0	0
60	清水岡小	清水区神田町4番3号	大正15年10月1日	18,643	20	610	14	488	5,700	35	77	1,058	0	0
61	清水船越小	清水区船越三丁目15番1号	昭和52年4月1日	19,177	24	720	17	561	5,012	0	136	1,016	0	0
62	清水有度第一小	清水区有度本町3番1号	明治7年2月	20,515	25	703	20	695	6,137	73	27	1,041	0	0
63	清水有度第二小	清水区草薙杉道三丁目19番1号	昭和43年4月1日	19,436	26	796	26	904	6,214	0	0	856	0	0
64	清水小	清水区松井町15番1号	明治7年5月6日	22,110	14	312	7	190	5,661	0	107	1,241	0	0
65	清水不二見小	清水区新緑町2番21号	明治22年12月28日	16,377	17	463	12	396	5,445	0	165	793	0	0
66	清水駒越小	清水区駒越東町2番20号	明治7年10月	13,651	13	394	9	262	3,763	0	78	887	0	0
67	清水三保第一小	清水区三保1069番地の1	明治8年9月11日	19,463	12	349	9	259	4,810	0	282	876	0	0
68	清水三保第二小	清水区折戸五丁目8番2号	昭和45年4月6日	23,048	8	154	6	74	4,379	0	65	849	0	0
69	清水辻小	清水区辻四丁目3番40号	明治26年5月	12,459	12	299	12	312	4,285	0	61	931	0	0
70	清水江尻小	清水区江尻町14番63号	明治6年3月	20,196	14	396	11	302	4,246	0	108	1,235	0	0
71	清水飯田小	清水区下野中2番40号	明治6年2月	16,080	22	620	18	551	5,915	0	126	1,026	0	0
72	清水飯田東小	清水区八坂北一丁目23番40号	昭和54年4月1日	17,713	18	471	13	448	5,574	0	101	1,033	0	0
73	清水高部小	清水区押切1115番地の2	明治7年7月29日	19,294	14	416	12	312	6,130	0	25	1,055	0	47
74	清水高部東小	清水区押切1907番地	昭和57年4月1日	21,749	22	652	19	648	0	0	6,220	992	0	0
75	清水袖師小	清水区袖師町420番地	明治22年3月	18,709	19	533	14	422	6,612	0	76	1,911	0	96
76	清水庵原小	清水区庵原町1723番地	明治6年10月8日	17,077	17	464	12	372	5,561	0	7	1,061	0	0
77	清水興津小	清水区興津中町350番地の1	明治4年3月	20,728	21	596	18	553	5,995	0	74	1,147	0	0
78	清水小島小	清水区小島町619番地	明治7年3月	11,275	6	167	6	133	2,915	40	21	851	0	0
79	清水小河内小	清水区小河内2723番地	明治6年12月	10,730	4	32	4	31	2,386	0	61	804	0	0
80	清水宍原小	清水区宍原919番地	明治6年5月	5,205	3	15	3	25	1,835	17	78	766	0	0
81	清水中河内小	清水区中河内2583番地の1	明治7年11月15日	6,600	3	20	3	15	1,278	60	35	798	0	20
82	清水河西内小	清水区西里143番地	明治7年11月15日	10,230	5	57	4	39	2,374	0	0	1,199	0	0
83	清水和田島小	清水区和田島611番地	明治7年11月15日	10,864	3	13	3	16	1,402	21	70	784	0	28
84	蒲原東小	清水区蒲原666番地	昭和27年4月1日	20,491	13	254	10	244	0	104	4,218	0	0	1,078
85	蒲原西小	清水区蒲原新田二丁目25番1号	明治6年2月4日	17,249	8	207	6	157	5,031	5	6	0	0	847
86	由比小	清水区由比町屋原329番地	昭和42年4月1日	15,155	13	308	10	259	4,783	6	27	0	0	1,269
87	由比北小	清水区由比入山2158番地	明治7年12月	6,399	4	27	3	23	1,589	0	0	0	0	690
計				1,317,058	1,274	33,182	1,006	29,883	387,026	486	18,103	65,932	1,236	5,121

◎中学校

番号	学校名	所在地	創立年月日	校地面積 (m ²)	平成28年度		平成34年度推計		校舎構造 (m ²)			体育館 (m ²)		武道場 (m ²)
					学級数	生徒数	学級数	生徒数	鉄筋	木造	その他	鉄筋	その他	
1	籠上中	葵区平和二丁目2番1号	昭和22年4月1日	22,806	17	455	12	408	6,995	0	31	979	0	883
2	末広中	葵区末広町41番地	昭和22年4月1日	16,536	15	493	13	482	6,961	0	95	1,658	0	1,193
3	安倍川中	葵区弥勒二丁目11番1号	昭和28年4月1日	14,205	8	218	6	200	4,814	0	0	840	0	632
4	美和中	葵区足久保口組3276番地の2	昭和22年4月1日	29,453	11	298	8	254	5,048	0	223	828	0	887
5	城内中	葵区駿府町1番107号	昭和22年4月1日	16,518	23	478	14	481	8,972	0	84	848	0	711
6	安東中	葵区安東三丁目13番1号	昭和31年4月6日	20,154	22	707	16	579	7,237	0	0	1,236	0	1,219
7	東中	葵区杏谷一丁目6番1号	昭和28年4月1日	22,267	24	744	20	762	8,415	0	113	938	0	858
8	西奈中	葵区東瀬名町14番1号	昭和22年4月22日	24,496	14	395	11	357	6,839	0	0	829	0	871
9	観山中	葵区観山8番地の2	昭和53年4月1日	24,519	21	664	15	568	8,698	0	94	851	0	737
10	竜爪中	葵区瀬名七丁目31番40号	昭和62年4月1日	21,537	13	387	12	408	6,031	0	0	1,208	0	739
11	賤機中	葵区下1353番地の1	昭和28年4月1日	21,861	13	368	10	349	4,616	0	277	684	0	868
12	大河内中	葵区平野1850番地の66	昭和22年5月3日	8,006	3	13	1	2	1,661	4	341	621	0	なし
13	梅ヶ島中	葵区梅ヶ島1309番地の1	昭和22年4月1日	13,867	3	9	1	4	1,447	0	75	766	0	なし
14	玉川中	葵区落合840番地	昭和22年4月1日	10,451	3	16	2	6	1,692	0	30	464	75	なし
15	井川中(小中一貫)	葵区井川1561番地の3	昭和22年4月1日	18,594	2	2	1	7	1,498	0	582	824	0	なし
16	服織中	葵区羽鳥一丁目8番1号	昭和22年4月12日	20,394	20	602	16	559	6,584	0	88	828	48	762
17	薰科中	葵区大原1398番地の1	昭和22年4月1日	19,154	3	68	3	43	2,424	0	108	698	0	なし
18	大川中	葵区日向876番地	昭和22年4月1日	3,975	3	10	1	6	1,975	0	61	0	568	なし
19	大里中	駿河区中野新田57番地の5	昭和22年4月1日	30,717	22	709	18	662	7,687	0	67	834	0	1,087
20	南中	駿河区宮竹二丁目11番1号	昭和55年4月1日	21,856	18	570	15	536	6,910	0	355	1,305	0	828
21	中島中	駿河区中島3303番地	昭和63年4月1日	22,004	8	267	6	196	5,686	0	0	1,214	0	749
22	豊田中	駿河区豊田一丁目3番1号	昭和22年4月1日	27,956	19	511	14	508	5,972	0	422	1,330	0	863
23	東豊田中	駿河区国吉田五丁目23番1号	昭和25年10月15日	22,108	18	556	15	550	5,672	0	401	969	0	847
24	高松中	駿河区登呂四丁目6番1号	昭和24年6月1日	33,014	15	453	12	443	6,501	15	173	1,345	0	843
25	長田西中	駿河区丸子一丁目1番1号	昭和22年4月1日	22,954	20	609	15	560	6,992	0	41	1,357	0	833
26	長田南中	駿河区みずほ三丁目9番地の1	昭和22年5月1日	26,445	23	700	16	593	7,001	0	375	1,486	0	1,105
27	城山中	駿河区小坂二丁目33番地	昭和59年4月1日	25,620	8	246	8	249	6,610	0	50	1,339	0	855
28	清水第一中	清水区宮代町5番55号	昭和22年4月1日	22,741	11	326	9	318	4,792	0	107	980	0	382
29	清水第二中	清水区神田町4番57号	昭和22年4月1日	32,127	21	696	18	632	7,493	0	327	1,933	0	432
30	清水第三中	清水区三光町3番57号	昭和22年4月1日	23,742	10	176	6	146	4,472	0	22	1,275	0	282
31	清水第四中	清水区村松683番地の1	昭和22年4月1日	34,164	13	424	10	357	5,250	0	630	813	0	なし
32	清水第五中	清水区三保1720番地	昭和22年4月1日	28,286	10	269	6	200	5,486	0	241	1,215	0	375
33	清水第六中	清水区天王西10番40号	昭和33年4月1日	22,526	20	567	12	457	6,116	0	346	974	0	なし
34	清水第七中	清水区草薙三丁目9番20号	昭和22年4月1日	23,506	22	707	18	659	7,503	0	145	1,405	0	370
35	清水第八中	清水区追分四丁目2429番地	昭和36年4月1日	20,651	14	364	10	347	5,058	0	222	869	0	なし
36	清水飯田中	清水区山原112番地の1	昭和56年4月1日	37,773	17	496	14	486	6,191	0	351	1,170	0	なし
37	清水袖師中	清水区西久保125番地の1	昭和22年4月22日	16,247	11	266	6	197	5,463	0	35	996	0	369
38	清水庵原中	清水区原245番地	昭和22年4月1日	15,853	7	216	6	206	3,786	0	228	1,176	0	362
39	清水興津中	清水区興津中町1478番地の10	昭和22年5月	22,314	12	314	8	256	5,679	0	417	1,137	0	393
40	清水小島中	清水区但沼町271番地	昭和22年5月1日	13,035	4	100	3	84	3,265	0	146	928	0	472
41	清水両河内中	清水区田島303番地	昭和22年5月3日	13,033	3	56	3	41	2,346	17	164	744	0	なし
42	蒲原中	清水区蒲原49番地	昭和22年4月22日	37,779	11	307	6	195	5,189	0	397	1,207	0	575
43	由比中	清水区由比456番地	昭和22年4月1日	23,174	7	173	4	119	4,111	0	267	1,358	0	446
計				948,418	562	16,005	420	14,472	233,138	36	8,131	44,459	691	22,828

◎小中一貫校（再掲）

番号	学校名	所在地	創立年月日	校地面積 (m ²)	平成28年度		平成34年度推計		校舎構造 (m ²)			体育館 (m ²)		武道場 (m ²)
					学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	鉄筋	木造	その他	鉄筋	その他	
1	井川小中学校	葵区井川1561番地の3	平成28年4月1日	18,594	5	12	3	11	1,498	0	582	824	0	なし

※児童生徒数の内訳は小・中学校の欄